

議案第 5 号

平 2 5 都 市 計 画 第 5 号
平成 25 年 (2013 年) 4 月 8 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 山 本 繁太郎

下関都市計画道路の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更 (山口県決定)

下関都市計画道路中 3・4・18 高尾旭線を次のとおり変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・18	高尾旭線	下関市中央町	下関市棕野町一丁目	下関市幡生本町	約 4,190m	地表式	2車線	18m	幹線街路 3・2・2 唐戸筋川線、3・3・53 幡生綾羅木線、3・5・41 壇之浦棕野線と立体交差、幹線街路と平面交差 11箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 2,870m					
			4車線			約 1,320m					
	幅員の内訳		9m×2			約 300m					
			17m			約 800m					
			18m			約 1,770m					
			24m			約 1,320m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

当路線は、昭和2年に都市計画決定（平成14年変更（現行））された幹線街路で、下関市の都心部と国道2号及び中国縦貫自動車道下関インターチェンジを結ぶ路線です。

このたび、将来の交通需要の減少に応じた車線数の変更などにより道路計画を見直し、道路の構造及び区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・4・18	高尾旭線	下関市中央町	下関市棕野町一丁目	下関市幡生本町	約 4,190m	地表式	4 車線	18m	幹線街路 3・2・2 唐戸筋川線、3・3・53 幡生綾羅木線、3・5・41 壇之浦棕野線と立体交差、幹線街路と平面交差 11 箇所	
		車線数の内訳			2 車線			約 1,300m	\			
					4 車線			約 2,890m				
		幅員の内訳			9m×2			約 300m				
					18m			約 2,270m				
					20m			約 300m				
					24m			約 1,320m				
新	幹 線 街 路	3・4・18	高尾旭線	下関市中央町	下関市棕野町一丁目	下関市幡生本町	約 4,190m	地表式				2 車線
		車線数の内訳			2 車線			約 2,870m	\			
					4 車線			約 1,320m				
		幅員の内訳			9m×2			約 300m				
					17m			約 800m				
					18m			約 1,770m				
					24m			約 1,320m				